



夫の借金は妻が払わなければならない？

弁護士 鈴木 大輔

麗子さん（仮名）は、夫のアキラさん（仮名）と夫婦仲が悪く、最近別居しました。近いうちに離婚をしたいと考えています。ところが、ある日、金融業者から電話がかかってきました。アキラさんが50万円の借金をしているが、本人が支払いをしないので、麗子さんに支払い、とのこと。金融業者が言うには、法律で、夫の借金は妻も支払いをする義務があると決まっているのだそうです。麗子さんは、そう言われればそうなのかもしれないけれど、本当に自分が支払いをしなければならないのかしら、と半信半疑です。

◆——解説

1 まず、借金などの債務は、保証人になっていない限り、借りた本人のみが負うのであって、このことは、夫婦であっても変わりはありません。夫婦と言えども、それぞれが独立した別人格なのですから、原則として、夫がした借金は夫本人のみが返済をする義務を負い、妻が夫に代わって支払いをする必要はありません。

2 ただし例外的に、夫婦の一方だけでなく、他方も共同して責任を負わなければならないことがあります。「日常家事債務」と呼ばれているものがそれです。

＊民法761条「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。（以下、略）」

例えば夫が1人でした買い物であっても、それが「日常の家事」に関する物の購入であったときには、妻個人も責任を負い、支払いをしなければならない立場に立つことになるわけです（逆もまた然り）。

「日常の家事」に含まれるか否か（つまり、夫婦の他方も連帯して責任を負わなければならないかどうか）は、購入した物が何か・価格はどの程度か・その夫婦の経済事情等の諸事情によって判断されます。一般的には、自宅の光熱費・衣服代・医療費・子供の教育費、家電製品や家具等の購入費などは「日常の家事」に該当すること

がほとんどでしょう。他方、夫婦の1人の単なる遊興費（ギャンブル・ゴルフ等）、夫の事業によって生じた借金は、これに該当しません（こんなもの、妻が支払いをする謂われはありませんよね）。

ただし、電気製品の購入など、一見「日常の家事」に含まれるように見える場合であっても、その夫婦の経済事情から見て非常識に高額であるような場合には、「日常の家事」に含まれないと判断される場合もあります（ほとんど無収入の状態で、何十万・何百万円の電化製品や羽毛布団を購入するなど）。

3 因みに、夫婦の一方が、金融機関等から借金をした場合（物の購入ではなく）は、どうでしょうか。この場合「日常の家事」かどうかの判断は簡単ではなく、裁判例でも結論が分かれるところです。例えば、夫婦の一方がカードを使って借金をしたり、サラ金から借金をした場合には、夫婦の他方が責任を負わされることはほとんど無いと思われます。ただ、例外的に、借金の目的や実際の用途が家庭の生活費等に充てるような場合で、借金の額や利率等が常識的な範囲に留まる場合には、「日常の家事」にあたることもありえるでしょう。

◆——最後に

冒頭の例のように、金融業者が、夫の借金は妻にも支払義務があると言ったり、中には「日常家事債務」という言葉を用いて取り立てを行う例もあるようです。

しかし、これまで述べたように、夫婦の他方も責任を負うことになるのは例外的なケースなので、もしこのようなことを言われても安易に信じないようにし、疑義があれば弁護士等に相談しましょう。

執筆者プロフィール

鈴木 大輔（すずき だいすけ）

弁護士（第二東京弁護士会）中央大学法学部卒業。

趣味は、スキー、登山、オートバイ、盆栽。

所属 大洋綜合法律事務所

<http://www.ocean-law.jp/>